

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第78号

(平成26年12月)

京都市消費生活総合センター

1 「選ばれた人しか買えない!」、**「名義を貸して!」**など といった勧誘電話にご注意ください!!

業者から、株や権利などを買わないかと勧誘の電話を受け、購入代金を郵便や宅配便で送ってしまい、その後、業者と連絡が取れなくなるといった被害が、新聞やテレビのニュースで、度々報道されています。

悪質業者は、「必ずもうかる」、「選ばれた人しか買えない」、「名義を貸してくれたら、高額のお礼をする」、更には「人助けにもなる」と、善意につけ込むような言葉でしつこく勧誘します。

しかし、簡単にもうかる話や高額のお金が支払われるようなうまい話は、絶対にありません。

「自分はだまされないから大丈夫」と思っている、突然、有名企業などの社員をかたる者から勧誘の電話がかかってくると、「これは、今、話題になっている悪質なものと違う」と思ってしまい、相手の言うことを信用し、だまされてしまう場合があります。

このような被害に遭わないためにも、日頃から、簡単にもうかるようなことを言う業者の話は、「聞かない」、「キッパリ断る」ことを心掛けましょう。



いりません!

こんなところにご注意ください!

○現金を郵便や宅配便で送るように言われたときは、絶対に相手を信用してはいけません! すぐに最寄りの警察署(又は警察相談専用電話#9110)に連絡しましょう。

○株や投資は、元本が保証されたものではありません。

「必ず値上がりする」、「絶対に損はしない」など、良いことしか説明しない業者の話をうのみにしてはいけません。

○「今日まで」、「残りわずか」、「あなただけ」などと言って、強引に契約を勧められても、必要なければ相手にしないで、キッパリ断りましょう。

困ったときは、京都市消費生活総合センター(☎256-0800)にご相談ください。

2 悪質な水道・下水道修繕業者にご注意ください！

トイレの詰まりを直してもらっただけのつもりが、便器の取替えを勧められ、断りきれず契約してしまい、高額な請求を受けたといった相談がよくあります。

業者から、思いがけない工事を勧められたり、今なら安くなると言われても、慌てず、落ち着いて対応しましょう。

<事例>

トイレの水が流れにくくなっていた。年末から孫たちが遊びに来るので、修理をしておこうと思い、チラシが入っていた業者に「トイレの詰まりを直してほしい」と電話をし、見に来てもらった。

「このままでは、汚水があふれ、大変なことになる。修理をしてもまた詰まるかもしれない。今なら特別価格で新しい便器に取り替えられる。」と業者に急かされ契約したが、家族に便器の取替えは必要ないと言われた。

<アドバイス>

○強引に契約を迫られても、本当に必要な工事かどうかを確認し、よく考えてから契約しましょう。

頼んだ工事以外のことを勧められて契約した場合は、クーリング・オフできる場合があります。

すぐに京都市消費生活総合センター（☎256-0800）にご相談ください。

○水道の水漏れやトイレの修繕等を業者に依頼するときは、緊急の場合でも京都市指定工業者に依頼してください。

万一のときのために、あらかじめ依頼する業者を決めておきましょう。

※京都市指定の工事業者の紹介や確認については、京都市上下水道局お客さま窓口サービスコーナー（☎672-7770）又は各営業所にお問い合わせください。

※水道工事・排水設備工事は、京都市の指定を受けた工事業者でなければ施工することができません。（京都市水道事業条例第6条第1項、京都市公共下水道事業条例第5条第2項）

3 インターネットで購入した商品に関する相談が増えています！

通信販売は、お店に行かなくても、色々な商品を購入することができ、とても便利です。

パソコンやスマートフォンなどの普及により、インターネットで商品を購入する人が増えています。しかしその一方で、「代金を支払ったのに商品が届かない」、「注文したものは、色や形が違っていた」、「イメージしていたものと違うので返品したいが、できないと言われた」といった相談が増えています。（次ページのグラフ参照）

サイトには、「代表者又は責任者の氏名」、「住所」、「電話番号」、「メールアドレス」などを表記することが、義務付けられています。表記がないサイトでの商品購入はやめましょう。

また、次の<相談が寄せられているサイトの主な特徴>のうち、1つでも該当することがあれば、購入をやめることも含め、慎重に判断しましょう。



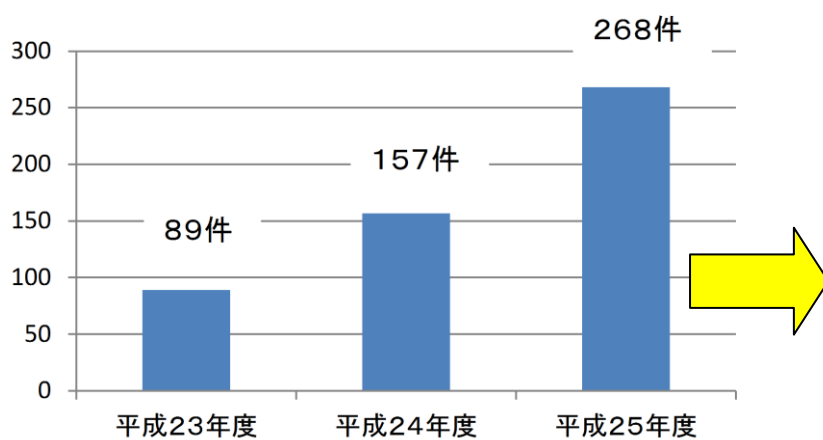
<相談が寄せられているサイトの主な特徴>

- 支払方法が、前払いしかなく、振込先が、屋号を含まない個人名の口座である。
- ほかのショッピングサイトでは、既に売り切れている商品が、そのサイトには揃っている。
- 日本語の表記が不自然である。

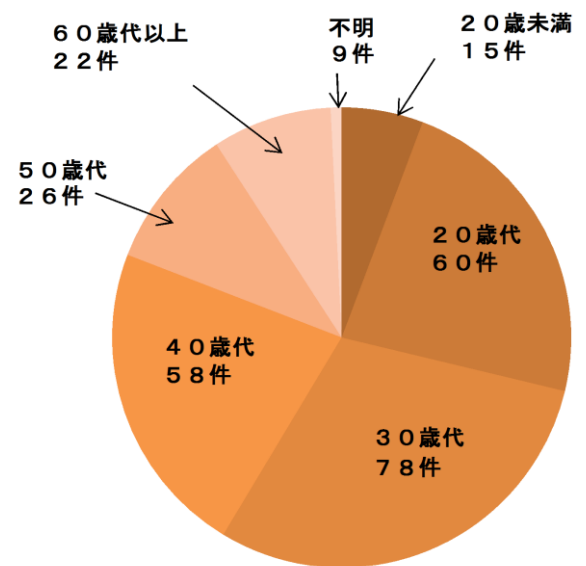
※通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。

※返品は、サイトに書かれている返品に関する規定に従うことになります。返品に関する表記がないときは、商品を受け取った日から8日を経過するまでの間は契約を解除できます。ただし、この場合は、商品返品の送料は購入者の負担となります。

<インターネットで購入した商品に関する相談件数>



<年齢別相談件数（平成25年度）>



※「平成25年度消費生活相談の状況について」から

4 電気カーペットの取扱いに注意しましょう。

寒い冬に、じんわりと温めてくれる電気カーペットは、とても気持ちの良いものです。小さい子どもがいるご家庭でも安心して使用することができます。

しかし、どのような製品でも使い方を誤ると事故が起きることがあります。電気カーペットを安全にお使いいただくために、次の点にご注意ください。

<注意点>

- ①電気カーペットの上には重いものを置かない。
ヒーター線に機械的ストレスが加わって断線し、火花が出ることにより発火するおそれがあります。
- ②電気カーペットを就寝時に使用しない。
長時間使用すると、低温やけどや脱水症状になるおそれがあります。

5 年末年始の相談窓口について（お知らせ）

京都市では、年末年始（12月27日～1月4日）の間は、次のとおり相談業務を休業します。
また、消費生活土日祝日電話相談についても、12月29日（月）から1月3日（土）まで休業させていただきます、1月4日（日）から再開します。

	12月		1月	
	27日（土）～31日（水）		1日（木）～4日（日）	年始開始日
消費生活相談 ☎256-0800	休業します。 （ご不便をお掛けしますが、 よろしくお願ひします。）			1月5日（月）から 月曜日～金曜日 （祝休日を除く。）
多重債務相談 ☎256-3160				
インターネット消費生活相談 （消費生活総合センターHPから）				
法律相談（問合せ） ☎256-2007				
交通事故相談 ☎256-2140				
市政一般相談 ☎256-2007				
各区役所・支所 法律相談				1月7日（水）から 毎週水曜日 （祝休日を除く。）
消費生活土日祝日 電話相談 ☎257-9002	12月28日 （日）まで	1月4日（日）から 毎週土・日及び祝休日		

※インターネット消費生活相談は12月26日午前9時から休業

【編集後記】京都市では、大学生の皆さんと共同で動画を制作し、ユーチューブ公式チャンネル「きょうと動画情報館」で公開しています。当センターでも同志社女子大学の学生の皆さんに、「インターネットトラブルにご注意を！」という動画を作成していただきました。トラブルと対処法についての分かりやすい内容となっています。是非ともご覧ください。今年も師走となりました。大掃除やおせち料理作り等、新年を迎える準備で慌ただしくなりますが、事故やけがのない年末年始をお迎えてください。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800（消費生活相談専用）
☎256-3160（多重債務相談専用）

相談受付時間 月～金（祝休日を除く。）午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/13-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

*年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、
土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時（電話相談のみ）

